

2015年3月18日

エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version2.9」認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の趣旨

エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version2」の認定基準では、省エネルギー設計の基準として、グリーン購入法の判断の基準と考え方を整合させているが、この度改正となるため、整合を図ることにした。

なお、全面的な基準の見直しについては、省エネ法の改正等の動向を見ながら次年度以降に行うこととする。

2. 改定内容

別紙のとおり

赤字部分を変更

4-1.環境に関する基準と証明方法

(5) 製品は、添付4「パソコンの省エネルギー設計」に適合すること。ただし、シンクライアント、キーボードおよびマウスは、本項目を適用しない。

【証明方法】

申込者は添付4「パソコンの省エネルギー設計」へ必要事項を記入し、提出すること。

※ 変更部分は、添付4の中身になります。

3. 改定日：2015年4月1日

表1 省エネ法における基準エネルギー消費効率

クライアント型電子計算機の電源 及びメモリチャンネル数の種別	区 分			区分名	基準エネルギー 消費効率	
	主記憶容量	独立型 GPU	画面サイズ			
電池駆動型のものであってメモリ チャンネル数が2以上のもの	16ギガバイト以上			M	2.25	
	4ギガバイト超			N	0.34	
	16ギガバイト未満	4ギガバイト以下		17型以上	P	0.31
			搭載	17型未満	Q	0.21
		非搭載	12型以上17型未満	R	0.15	
			12型未満	S	0.21	
電池駆動型以外のものであってメモリ チャンネル数が2以上のものの うち電源装置にACアダプターを 用いるもの				T	0.29	
電池駆動型以外のものであってメモリ チャンネル数が2以上のものの うち電源装置にACアダプターを 用いないもの	16ギガバイト以上			U	2.25	
	4ギガバイト超	搭載		V	0.51	
		非搭載		W	0.64	
	16ギガバイト未満			X	0.53	
メモリチャンネル数が2未満のもの				Y	0.51	

- 備考)
- 「メモリチャンネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャンネルの数をいう。
 - 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。
 - 「独立型GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。
 - 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値をいう。
 - エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号（平成22年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。